

# 総務委員会資料

## 陳情の審査

陳情第43号 種子の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に関する陳情

資 料 種苗法改正について

経済労働局

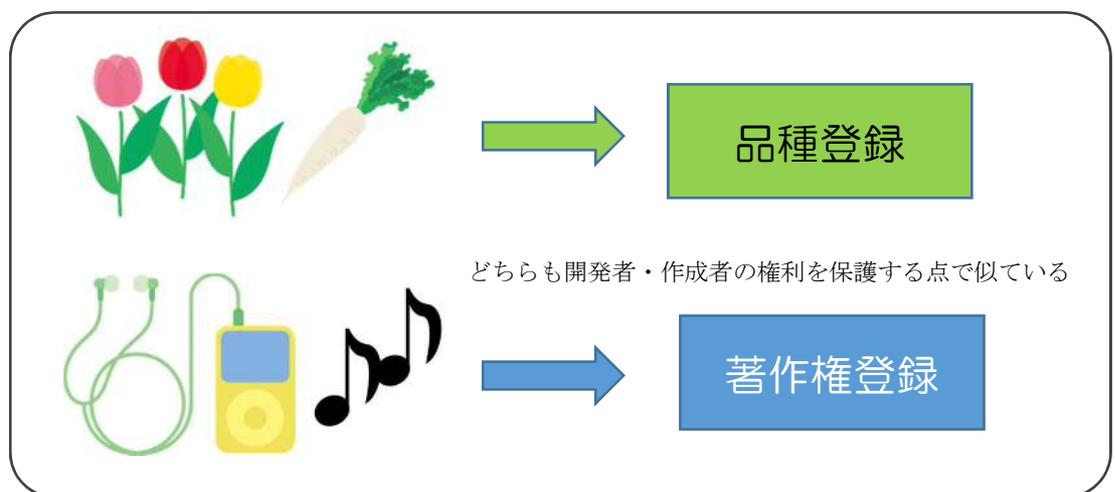
令和2年3月13日

## 1 種苗法とは（平成 10 年全面改正 法律第 83 号）

《目的》

新品種の保護のための品種登録に関する制度を定めたもので、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図るもの。

- \* 品種登録とは、花や農作物などの植物の新品種を育成した人に独占的な権利を与え、その新品種を保護するために登録をすること。新品種をつくるには専門的な知識、技術とともに、長期にわたる労力と多額の費用が必要となるので、品種登録された場合は、品種の開発者の権利（育成者権という）を 25 年にわたり保護し、第 3 者が勝手に栽培や増殖し利用することを制限している。



## 2 種苗法改正の背景

【背景】

- ① 近年、日本の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第 3 国に輸出される等、日本からの輸出をはじめ、農林水産業の発展に支障が生じる事態が起きている。
- ② 品種の開発者の権利を侵害されても立証が難しい。
- ③ このため、品種登録された野菜などを品種の開発者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、品種の開発者の権利を行使しやすいものとするため、品種登録制度の見直しを図る。

3 種苗法改正案について

(1) 改正案の概要

農作物は、①登録品種 と ②一般品種 に分けることができる。

① 登録品種とは：種苗法に基づき、品種登録された品種。新品種の育成者権の存続期間は品種登録の日から25年（いわゆる樹木については30年）。

② 一般品種とは：在来種、品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種。わが国の農作物の品種のほとんどが一般品種にあたる。

今回の改正では、品種の開発者の権利（＝育成者権）が存在する登録品種に限り、「農家等が自ら生産した作物から種子を採取すること」と「農家等が接ぎ木等により増殖すること」の自家増殖について、許諾制にするものとともに、品種の開発者（＝育成者権者）が利用条件を設定できるようにするものである。

主な一般品種と登録品種の例

| 品目     | 一般品種  | 普及割合 | 登録品種                              | 普及割合 | 法改正で新たに育成者権が及ぶ行為の例                            |
|--------|---|------|-----------------------------------|------|---|
| コメ     | コシヒカリ、ひとめぼれ、あきたこまち、ヒノヒカリ、きらら397、キヌヒカリ、ササニシキ | 84%  | ゆめぴりか、つや姫、青天の霹靂、新之助、ななつぼし         | 16%  | 農家等が自ら生産した作物から種子を採取すること                       |
| ジャガイモ  | 男爵薯、メイクイン                                   | 90%  | きたひめ、アーリースターチ                     | 10%  |   |
| ミカン    | 宮川早生、青島温州、興津早生                              | 98%  | 肥のあかり、北原早生、かごしま早生                 | 2%   |   |
| リンゴ    | ふじ、つがる、王林、ジョナゴールド                           | 96%  | シナノゴールド、トキ                        | 4%   | 農家等が接ぎ木等により増殖すること                             |
| ブドウ    | 巨峰、ピオーネ、デラウェア、甲州、スチューベン                     | 91%  | シャインマスカット、ナガノパープル、オーロラブラック、ルビーロマン | 9%   |   |
| イチゴ    | とちおとめ、章姫、女峰、アイベリー、さちのか、とよのか                 | 91%  | あまおう、さがほのか、さぬき姫、スカイベリー、いばらキッス     | 9%   | 登録品種はほとんどF1品種（その一代だけ安定した収量がある）であり、自家増殖は技術的に困難 |
| カブ     | 玉里、恋ばな                                      |      |                                   |      |   |
| キャベツ   | 春系305号、金系201号                               |      |                                   |      |   |
| キュウリ   | マジカル1号、ハイグリーン、豊美                            |      | 夏みずき                              |      |   |
| ダイコン   | 福誉、冬自慢                                      |      | サラホワイ                             |      |   |
| トマト    | 桃太郎、りんか409、アイコ                              |      | すずこま、フルティカ                        |      |   |
| ナス     | 千両二号、筑陽                                     |      | あのみり                              |      |   |
| ニンジン   | 向陽二号  |      |                                   |      |   |
| ハウレンソウ | ミラージュ、クロノス                                  |      |                                   |      |   |

【凡例】

  現在も改正後も自家増殖の利用制限はなく影響がない。

  改正された場合、自家増殖は許諾が必要となる。

  技術的に改正されても影響がない。

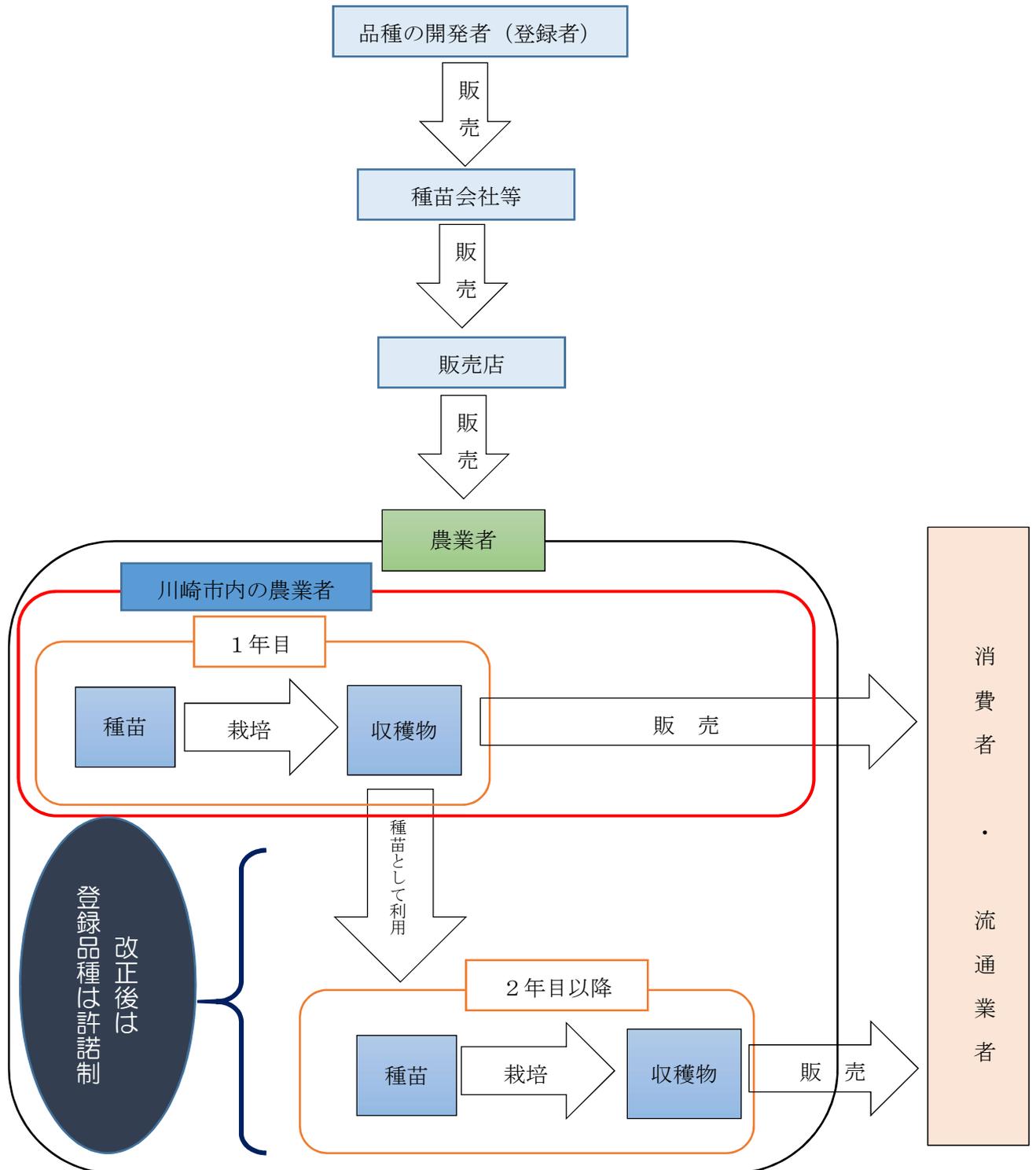
# 種苗法改正について

資料

## (2) 種苗の流れと改正案との関係

上記(1)改正案の概要で記した通り、1年目の収穫物から2年目の種苗を作り利用する場合、登録品種に限っては、今回の改正案では、許諾制となるが、品種の開発から農業者、さらには消費者までの種苗の流れの中で、これを図示すると下図とおりとなる。

なお、川崎市内の農業者においては、耕地面積とコストの関係で収穫物から次期の種苗を作ることは、殆ど行われていない状況である。



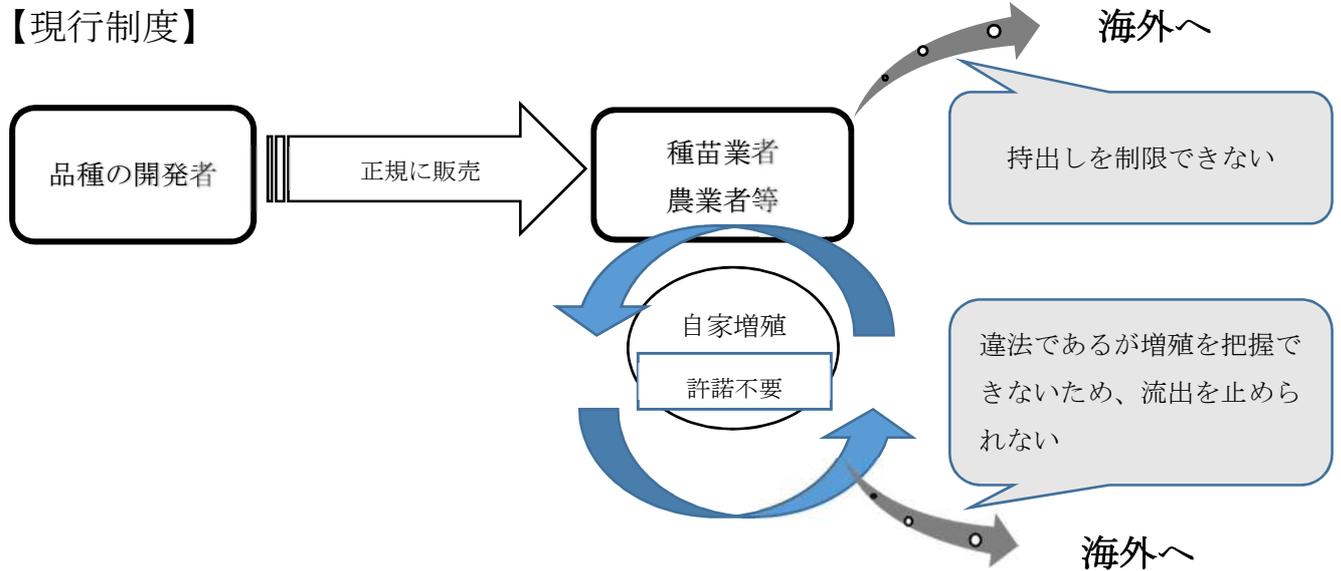
# 種苗法改正について

資料

## (3) 現行制度と改正後の比較

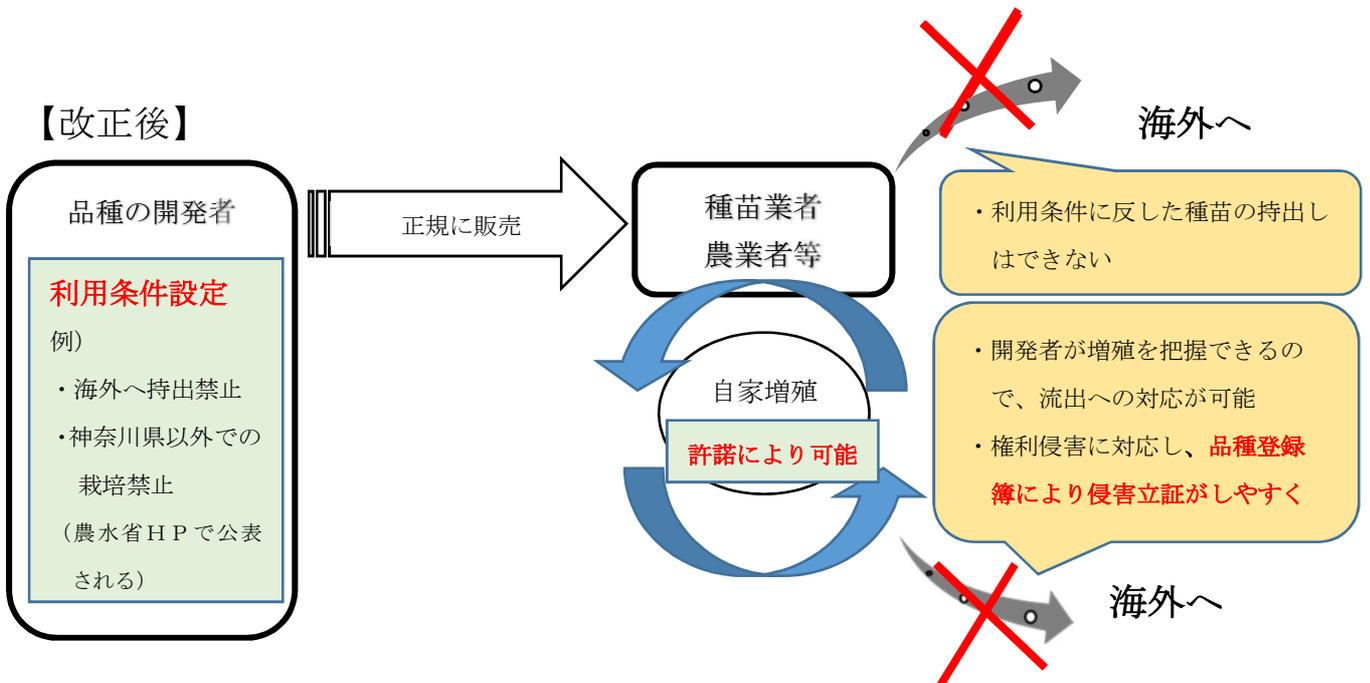
現行制度と改正後を比較すると、育成権者を保護するため、改正後は登録品種の許諾制や利用条件の設定ができるようになるほか、権利侵害に対応し、品種登録簿により侵害立証がしやすい制度に改正される。

### 【現行制度】



\*違反した場合は、  
個人：懲役10年以下、罰金1千万円以下  
法人：罰金3億円以下  
の刑罰の対象となる

### 【改正後】



\*違反した場合は、  
個人：懲役10年以下、罰金1千万円以下  
法人：罰金3億円以下  
の刑罰の対象となる

## 【改正のまとめ】

### 1 品種の開発者等の育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようにするための措置

- ① 品種の開発者の権利である育成者権が及ばない範囲の特例の創設
  - ア) 登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける。
  - イ) 輸出・栽培地域に係る制限の内容は農林水産省HPで公示し、登録品種である旨及び制限がある旨の表示も義務付ける。

### ② 自家増殖の見直し

育成者権の効力が除外されている、農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖については、改正後は育成者権者の許諾に基づき行うこととする。

### 2 育成者権を行使しやすくするための措置

品種登録簿に記載された特性（特性表）と被疑侵害品種※の特性を比較することで両者の特性が同一であることを推定する制度を設け、侵害立証を行いやすくするよう改正。

※ 被疑侵害品種…登録品種の権利を侵害していることが疑われる品種のこと

### (4) 今後の予定

3月3日に閣議決定されたため、今国会で審議予定。

#### 4 市内における自家増殖の現況と改正に対する意見

##### (1) 市内農業者における自家増殖の現況について

###### ① 農業者の意見（セレサ川崎の業態別組織の部長、副部長にヒアリング）

ア) そ菜部 ほとんどの人が種子や苗を購入している。また、野菜の種子はほとんどがF1で種子による自家増殖はとても難しいので、改正の影響は小さい。

イ) 花き部 影響がありそうなのはシクラメン、キク、ケイトウである。改正により自家増殖できなくなると困る人も出るかもしれない。ただ、時代の流れ的には育成権を守る方向だと思うし、許諾制になることは賛成。

ウ) 果樹部 1年に1度、果樹苗木の注文を部で取りまとめて購入をしているため、基本的に苗木は購入するものだと考えており、登録品種を接ぎ木により増やしていくことはない。

エ) 植木部 登録品種を自家増殖している生産者はいるが、植木を大々的に生産している農家は少ないので、改正による大きな影響はないと思われる。

###### ② セレサ川崎の意見（市・JA連携会議におけるJA幹部との意見交換）

市内で自家増殖を行っている人は少ないと思う。

##### (2) 登録品種の権利侵害の状況について（市内の育成者権者にヒアリング）

日本国内では、育成者権の侵害は少し発生するが、あまり多くは無い。

\*現在の川崎市在住者の品種登録は6件

##### (3) 改正に対する農業関係者の意見

###### ① 農業委員の意見（種苗法改正に関するアンケート結果/令和2年2月農業委員会にて実施）

Q：今回の種苗法の改正について、次のア～オのなかから、あなたのご意見に近いものに○を付けてください。

A：回答（有効回答15名）

|                    |     |
|--------------------|-----|
| ア) 賛成              | 11名 |
| イ) どちらかと言えば賛成      | 3名  |
| ウ) どちらとも言えない、わからない | 0名  |
| エ) どちらかと言えば反対      | 1名  |
| オ) 反対              | 0名  |

###### ② セレサ川崎の意見（市・JA連携会議におけるJA幹部との意見交換）

- ・本市のような都市型農家には問題がないと思われる。
- ・新品種を守ることが一番重要である。
- ・制限を受ける対象物が明確になるようにすることが必要である。